

## 13. 玉山地区公民館

改正後							改正前						
区分	午前9時 から正午 まで	午後1時 から午後 5時まで	午後6時 から午後 9時まで	午前9時 から午後 5時まで	午後1時 から午後 9時まで	午前9時 から午後 9時まで	区分	午前9時 から午後 1時まで	午後1時 から午後 5時まで	午後5時 から午後 9時まで	午前9時 から午後 5時まで	午後1時 から午後 9時まで	午前9時 から午後 9時まで
ホール	1,700円	2,260円	1,700円	3,960円	3,960円	5,660円	ホール	1,680円	1,680円	1,680円	3,360円	3,360円	5,040円
調理室	420円	560円	420円	980円	980円	1,400円	調理室	420円	420円	420円	840円	840円	1,260円
会議室	310円	410円	310円	720円	720円	1,030円	会議室	310円	310円	310円	620円	620円	930円

備考 市の区域内に住所、事務所又は事業所を有しない者が使用する場合の使用料の額は、この表に掲げる額の2倍に相当する額とする。

備考 冷暖房を使用する期間においては、表に掲げる額の3割に相当する額を冷房料又は暖房料として徴収する。